

かな学習室 規約

(契約の成立)

第1条 かな学習室入塾申込・契約者(以下甲という)は、入塾契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、表記かな学習室(以下乙という)に対して入塾の申込みを行い、乙がこれを承諾した場合において、民法(以下「法」と記す)に基づく契約が成立します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した上記契約書記載の内容の役務を提供します。
2 甲は、入塾金、講習料、その他上記契約書に記載された金額を株式会社メタップスペイメントの会員管理・決済システム「会費ペイ」が定める方法により、乙の指定する期日までに支払うこととします。

(学習指導の形態)

第3条 入塾契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。
一 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
二 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が授業形式で学習指導するものとします。
三 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

(学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、入塾契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(学習指導の実施場所)

第5条 乙は、入塾契約書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の契約期間は、初月は、契約で定めた日から月末までとし、甲或いは乙から所定の申し出が無い限り、翌月以降は1ヶ月単位の自動継続とします。
2 自動継続は、中学3年生までとします。

(関連商品)

第7条 学習指導に付随して必要となる関連商品(教材等書籍、CD、DVD等)の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

(振替講習)

第8条 甲は甲の理由で指導日を変更する場合、振替希望日を提示の上、乙の承認によって行うこととします。乙の理由によって日程変更する場合は甲の同意を持って行います。
2 日程変更はやむを得ない場合を除き、当月中に行うこととします。

(特約)

第9条 季節講習、受験対策特別講習、塾内テストは別契約とします。

(解約)

第10条 乙は、甲から書面により契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。
一 解約日は月末とすることを基本とします。
二 解約の申し出は退塾する月の前月9日までにすることとします。
三 前月10日以後に申し出があった場合、翌月から退会となり、当月月謝は返還しません。
四 日割精算等による返金は行われません。
2 解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

- 3 返還金のある場合は、甲の指定口座に30日以内に返還するものとします。
- 4 前項の返還に関する費用は甲が負担することとします。
- 5 解約時、教材が返還された場合において、未使用分に相当する教材費がある場合は相当額を返還します。

(損害賠償)

- 第11条 乙の施設又は業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命・身体を害し、又は財産を損壊したることについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、乙は相応の補償を行います。但し、乙の管理下でない間に発生した事故、乙の生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、乙の施設内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。また、乙の管理下における生徒の行為に起因する偶然の事故については、法律に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

(個人情報保護)

- 第12条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。
- 一 甲に対するサービスの案内、情報提供を行うため
 - 二 甲より照会を受けた内容に回答するため
- 2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への提供は行いません。
- 一 外部会社に必要な業務を委託する場合
 - 二 甲が事前に承諾した場合
 - 三 法令により開示が要求される場合
 - 四 甲・乙、または第三者の権利または財産を保護するために開示する必要がある場合
 - 五 塾内で成績上位者や進捗、達成度などを発表する場合

(紛争の解決)

- 第13条 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

